

枚方市立市民体育館条例の一部を改正する条例

枚方市立市民体育館条例（平成8年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の表市内使用者の部ドームアリーナの款全面の項中「6,200円」を「8,500円」に、「8,400円」を「11,500円」に改め、同款1/2面の項中「3,100」を「4,200」に、「4,200」を「5,700」に改め、同部フィットネスルームの款全面の項中「3,200」を「3,700」に、「4,400」を「5,000」に改め、同款1/2面の項中「1,600」を「1,800」に、「2,200」を「2,500」に改め、同部スカイアリーナの款弓道等の項中「2,500」を「3,900」に、「3,400」を「5,300」に改め、同款その他の項中「1,000」を「1,500」に、「1,300」を「2,000」に改め、同表市外使用者の部ドームアリーナの款全面の項中「12,400」を「17,000」に、「16,800」を「23,000」に改め、同款1/2面の項中「6,200」を「8,500」に、「8,400」を「11,500」に改め、同部フィットネスルームの款全面の項中「6,400」を「7,400」に、「8,800」を「10,000」に改め、同款1/2面の項中「3,200」を「3,700」に、「4,400」を「5,000」に改め、同部スカイアリーナの款弓道等の項中「5,000」を「7,800」に、「6,800」を「10,600」に改め、同款その他の項中「2,000」を「3,000」に、「2,600」を「4,000」に改める。

附 則 [令和7年12月10日公布]

- 1 この条例は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者は、改正後の別表に定める金額に基づき利用料金の額を変更するときは、この条例の施行の日前においても、改正後の第8条第6項の規定の例により、市長の承認を受けることができる。この場合において、市長が承認を行ったときは、同条第8項の規定の例により、その旨を公示するものとする。